

見沼田圃公有地貸付実施要領

見沼田圃公有地の貸付について、見沼田圃公有地貸付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

（貸付手続）

第1条 要綱第7条第1項に規定する公募は、次の各号に掲げる事項を埼玉県ホームページへ掲載すること等により行う。

- 一 公有地の概要
- 二 貸付対象者
- 三 貸付条件
- 四 申込期間
- 五 その他必要な事項

2 貸付希望者は、要綱第7条第3項に規定する申込書に併せて、別表に掲げる区分に応じた書類を、知事に提出するものとする。

（異業種参入法人への栽培支援）

第2条 知事は、要綱第8条第1項第3号に規定する異業種参入法人に対し、貸付を開始した日から3年間に限り、予算の範囲内で、新たな特産農産物の生産に要する栽培技術の支援及び資材・種苗の提供（以下「栽培支援」という。）を行うことができる。

2 前項の栽培支援を希望する異業種参入法人は、要綱第7条第3項に規定する申込書に併せて、事業計画書（別紙様式）を、知事に提出するものとする。

（個人情報の取扱い）

第3条 知事は、貸付手続に当たって入手した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、適正に管理するものとする。

附 則

この要領は、平成24年2月7日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月14日から施行する。

別表（第1条第2項関係）

	農業者	農地所有適格法人	新規就農者	常時従事しない個人 農地所有適格法人以外の 法人
世帯の住民票	○		○	○（個人の場合）
商業登記簿謄本		○		○（法人の場合）
法人の定款		○		○（法人の場合）
農地基本台帳登録証明	○	○		○（既に農業をやっている場合）
研修修了証等の写し、そのほか研修を受けたことがわかる資料			○	○（新規の場合）
所有する農業機械、農業用施設の写真（予定の場合見積書又は計画平面図）			○	○
作付計画（作物名、作付時期、管理方法などを明記すること）			○	○
世帯員の同意			○	